一般社団法人長野県資源循環保全協会 令 和 4 年 度 労 働 災 害 防 止 計 画

1. はじめに

全国産業資源循環連合会(以下、「連合会」という。)においては、令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画(以下、「第2次労働災害防止計画」という。)」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、長野県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、当年度の実施すべき事項を定め、会員が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 目標

- (1) 令和4年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和4年の休業 4日以上の死傷者数を平成24~26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

(平成 24~26 年の平均 24 人→令和4年 19 人以下に)

3. 重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。

4. 令和4年度活動目標

2.の目標を達成するために令和4年度における活動目標を次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

(1) 安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。

(令和3年度49社⇒令和4年度54社以上に)

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、10%以上増加させる。

(令和3年度176社⇒令和4年度194社以上に)

(3) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。

(令和3年度150社⇒令和4年度165社以上に)

(4) 連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度

に比して、10%以上増加させる。 (令和3年度97社→令和4年度107社以上に)

(5) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に 比して、10%以上増加させる。

(令和3年度146社⇒令和4年度161社以上に)

(6) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数(参加予定を含む)を前年度に比して、10%以上増加させる。

(令和3年度68社⇒令和4年度75社以上に)

(7) 安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、 10%以上増加させる。

(令和3年度114社⇒令和4年度126社以上に)

(8) ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。

(令和3年度108社⇒令和4年度126社以上に)

(9) リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、 10%以上増加させる。

(令和3年度77社⇒令和4年度85社以上に)

- 5. 令和4年度活動目標を達成するための当協会における取り組み
 - 4.(1)~(9)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

- (1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。
 - ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。
 - ② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
 - ③ 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を、周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
 - ④ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会 を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。
 - (2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。
 - ① 定期刊行の機関誌「季刊しなの」、メール等を活用して会員へ周知し、回答数増加に努める。
 - ② 各種研修会等を通じて協力を呼びかける。

- ③ 未回答会員に対しては文書や電話で回答を促す。
- (3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。
- ① ホームページ、機関誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 各支部の研修会等を通じて会員企業への意識向上を図る。
- ③ 安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- (4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
- ① 機関誌に連合会のサイト等を記載して会員企業への周知を図る。
- ② ホームページに連合会サイトへのリンクを張る。
- ③ 総会、理事会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- (5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
 - ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、機関誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」について、研修会、機関誌、ホームページ等を通じて周知する。
- (6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
- ① 機関誌やメール等で会員企業への周知徹底を図る。
- ② 関係監督官庁(労働局、労働基準監督署等)に講師を依頼し、内容の充実化を図る。
- (7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、 ホームページ等を通じて周知する。
- ② 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
- (8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、機関誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに厚生労働省や連合会の有用なサイトへのリンクを張る。
- ③ 会員からヒヤリ・ハットした事例の収集を行い、それを広く提供し、安全衛生活動への活用を促す。
- (9) 会員におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル」の活用を促す等、リスクアセスメントの確実な実施

を促進する。

② ホームページに厚生労働省や連合会の有用なサイトへのリンクを張る。